

経済学研究科修士学位審査に関する取扱要領

中央大学大学院学則第6章第3節、及び中央大学学位規則に基づき、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、特定課題研究論文）の審査、及び最終試験について、以下の通り取り扱う。

なお、修士学位の授与決定は、修士論文または特定課題研究論文の評価、及び最終試験の評価について、それぞれ合格評価以上の判定を受けるとともに、所要の単位修得がなければならない。

1. 修士論文審査について

修士論文の審査は、学位授与方針を踏まえて、以下のような評価の観点及び基準にそって、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。

<修士論文の評価の観点>

評価に当たっては、下記のとおり五つの観点から審査を行う。

(1) テーマの設定

<評価ポイント>

設定したテーマが、どのような学術的意義があるのか、研究テーマに照らしてリサーチ・クエスチョンが設定されているか、といった観点から、

- ・ 先行研究との関連性は明確か
- ・ 学術的意義は明確か
- ・ リサーチ・クエスチョンの設定は適切か

などを評価する。

(2) 研究・分析手法

<評価ポイント>

研究・分析手法が、設定されたリサーチ・クエスチョンを検証するのに適切なものか、といった観点から、

- ・ 研究・分析手法を用いた理由や背景は明確か
- ・ 研究・分析手法のメリット・デメリットは明確か
- ・ 用いた資料やデータは適切か（ただし、用いた場合）

などを評価する。

(3) 結果

<評価ポイント>

結果の解釈や考察について、それが十分に行われているか、既存研究との異同を踏まえているか、といった観点から評価する。

(4) 記述

<評価ポイント>

論文の記述に関して、体裁の適切さや論旨の明確さといった観点から評価す

る。

(5) 研究倫理

研究成果の捏造や改ざんがないか、引用が適切に行われて盗用がないか、オーサーシップは適正かなど、研究倫理が遵守されているかを確認する。ただし、研究倫理に反する行為や内容が確認された場合は不合格とする。

(6) その他

なお、論文が以下のような特筆すべき点が認められる場合には、加点することがある。

- ・ 学術的発展への顕著な貢献がある場合
- ・ テーマ設定に関して独創性や新規性が認められる場合
- ・ 独自の調査や資料収集などを行っている場合
- ・ 研究結果を踏まえて、社会実装できる政策提言やビジネスモデルの提案がされている場合
- ・ その他、特筆すべき点

<修士論文の評価基準>

S (90点以上。上記の観点を総合的に判断し、体系性、論理性、独創性に優れているもの。)

A (80~89点。上記の観点を総合的に判断し、体系性、論理性、独創性をそなえているもの。)

B (70~79点。上記の観点を総合的に判断し、体系性、論理性は認められるが、独創性が不十分なもの。)

C (60~69点。上記の観点を総合的に判断し、最低限の体系性、論理性のあるもの。)

E (59点以下。上記の観点を総合的に判断し、最低限の体系性、論理性さえも満たしていないもの。)

上記評価については、S~C評価を合格とし、Eを不合格とする。

2. 特定課題研究論文審査について

特定課題研究論文の審査は、学位授与方針を踏まえて、以下のような評価の観点及び基準にそって、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。

<特定課題研究論文の評価の観点>

評価に当たっては、下記のとおり四つの観点から審査を行う。

(1) 研究・分析手法

<評価ポイント>

研究・分析手法が、設定されたリサーチ・クエスチョンを検証するのに適切なものか、といった観点から、

- ・ 研究・分析手法を用いた理由や背景は明確か

- ・ 研究・分析手法のメリット・デメリットは明確か
 - ・ 用いた資料やデータは適切か（ただし、用いた場合）
- などを評価する。

（2）結果

＜評価ポイント＞

結果の解釈や考察について、それが十分に行われているか、既存研究との異同を踏まえているか、といった観点から評価する。

（3）記述

論文の記述に関して、体裁の適切さや論旨の明確さといった観点から評価する。

（4）研究倫理

研究成果の捏造や改ざんがないか、引用が適切に行われて盗用がないか、オーサーシップは適正かなど、研究倫理が遵守されているかを確認する。ただし、研究倫理に反する行為や内容が確認された場合は不合格とする。

（5）その他

なお、論文が以下のような特筆すべき点が認められる場合には、加点することがある。

- ・ 学術的発展への顕著な貢献がある場合
- ・ 独自の調査や資料収集などを行っている場合
- ・ 研究結果を踏まえて、社会実装できる政策提言やビジネスモデルの提案がされている場合
- ・ その他、特筆すべき点

＜特定課題研究論文の評価基準＞

S（90点以上。上記の観点を総合的に判断し、体系性、論理性、実践的有用性に優れているもの。）

A（80～89点。上記の観点を総合的に判断し、体系性、論理性、実践的有用性をそなえているもの。）

B（70～79点。上記の観点を総合的に判断し、体系性、論理性は認められるが、実践的有用性については不十分なもの。）

C（60～69点。上記の観点を総合的に判断し、最低限の体系性、論理性のあるもの。）

E（59点以下。上記の観点を総合的に判断し、最低限の体系性、論理性さえも満たしていないもの。）

上記評価については、S～C評価を合格とし、Eを不合格とする。

3. 最終試験について

最終試験は、原則として口述試験にて行う。その評価は、学位授与方針を踏まえて、以下の評価の観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。

<最終試験の評価の観点>

- (1) 修士論文または特定課題研究論文に関する知識の有無とその水準はどうか
- (2) 自身の研究に関する学問的意義の認識とその程度はどうか
- (3) 試問に対して明解かつ論理的に回答しているかどうか

<最終試験の評価基準>

S (90点以上。上記の観点を総合的に判断し、知識、説明力、応答力のいずれもが優れているもの。)

A (80~89点。上記の観点を総合的に判断し、知識、説明力、応答力のいずれかが優れないと判断されるもの。)

B (70~79点。上記の観点を総合的に判断し、知識、説明力、応答力が十分なもの。)

C (60~69点。上記の観点を総合的に判断し、最低限の知識、説明力、応答力のあるもの。)

E (59点以下。上記の観点を総合的に判断し、最低限の知識、説明力、応答力も満たしていないもの。)

上記評価については、S~C評価を合格とし、Eを不合格とする。

4. 評価結果の取扱いについて

修士論文または特定課題研究論文の審査結果、及び最終試験の評価結果については、成績原簿、及び成績証明書に記載する。

5. 評価結果に関する問い合わせについて

修士論文または特定課題研究論文の審査結果、及び最終試験の評価結果に関する問い合わせは、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」を準用する。

- 1) 問い合わせは、成績証明書が交付される学位授与式日より起算して2週間以内に「審査結果問い合わせ書」に基づき、自身の審査結果について、問い合わせることができる。なお、不合格者は、修了者発表日から起算する。
- 2) 問い合わせの結果、評価結果に変更が生じたときは、研究科委員会において審議・決定する。

6. その他

- 1) この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。
- 2) この取扱要領は、2015年4月1日から施行する。
- 3) この取扱要領は、2019年4月1日から施行する。
- 4) この取扱要領は、2021年4月1日から施行する。

5) この取扱要領は、2022年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の修士論文、特定課題研究論文および最終試験の評価基準は、2022年度入学生から適用することとし、2021年度入学生はなお従前の例による。

以上